

○日本獣医生命科学大学教職員等の研究活動に係る不正行為の防止及び公正性確保に関する規程

(平成 19 年 4 月 1 日規程第 4 号)

改正

(目的)

第 1 条 この規程は、日本獣医生命科学大学(以下「本学」という。)に所属する教職員等及び研究に携わる者(以下「教職員等」という。)の研究活動に関し、研究者としての行動規範を示すとともに、研究活動に係る不正行為の疑いが指摘されたときの調査の手続や方法等を定め、もって、教職員等の研究活動に関する公正性を確保することを目的とする。

(研究者としての行動規範)

第 2 条 学術研究は、個々の研究者の自由な発想と知的好奇心・探究心に根ざした知的創造活動であり、人類共通の知的資産を築くものである。研究活動に関する不正行為は、科学そのもの及び人々の科学への信頼に対する背信行為であり、研究者の科学者としての存在意義を自ら否定するものである。教職員等は、研究活動により次世代の価値を創造するという強い使命感を基礎に、研究者として公正な研究を行わなければならない。

2 全ての研究者が遵守すべき具体的な行動規範は、別に定める。

(不正行為の定義)

第 3 条 この規程において、不正行為とは、次に掲げるものをいう。

(1) 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用。

イ 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること、又は作成したこれらのものを記録したり、報告又は論文等に利用したりすること。

ロ 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工したり、それを記録したりすること、又はそのような真正でない加工を施したデータ・結果等を用いて研究の報告・論文等を作成・発表すること。

ハ 盗用：他の研究者のアイデア、常法ではない分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく利用すること。

(2) 研究費の不正受給・不正使用：「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)」をはじめとする各種法令及び本学の関係諸規定等に違反して、研究費に対する応募・受給の資格がないのにその申請を行って不正にこれ

を受給し、又は受給した研究費を預け金、架空出張費、架空謝金、受給対象研究以外の研究への流用、その他不正の使途に使用すること。

- 2 前項各号の不正行為に関する該当性の認定については、不正行為の疑いを指摘された事実に対し、当該行為者が、合理的かつ正当な理由なく、客観的かつ明確な証拠をもって反証しないときは、不正行為と看做されるものとする。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。
- 3 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩及び改ざん等を防ぐために、適切な措置を講じなければならない。
- 4 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等を適切に保管し、事後の検証・追試が行えるよう原則として研究成果の発表後10年間保存し、必要な場合には開示しなければならない。ただし、関係法令等に保存期間の定めがある場合は、それに従うものとする。

(大学管理責任者、大学統括管理責任者及び研究倫理教育責任者)

第5条 研究者倫理の向上を図るとともに研究活動に係る不正行為に対応するために大学管理責任者、大学統括管理責任者、研究倫理教育責任者を置く。

(1) 大学管理責任者

本学の研究者倫理の向上及び研究活動に係る不正行為について責任及び権限を有し、学校法人日本医科大学公的研究費管理規程第4条第1項第3号に該当する者をもって充てる。

(2) 大学統括管理責任者

大学管理責任者を補佐し、本学の研究活動に係る不正行為について大学全体を統括する実質的な責任と権限を有し、学校法人日本医科大学公的研究費管理規程第4条第1項第4号に該当する者をもって充てる。

(3) 研究倫理教育責任者

研究倫理教育を適正かつ円滑に実施するために、当該業務を統括する研究倫理教育責任者を置き、学長が指名する者をもって充てる。

研究倫理教育責任者は、研究倫理教育について大学全体を統括する実質的な責任と権限をもつものとし、教職員等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に実施するものとする。

(通報の受付体制)

第6条 研究活動に係る不正行為に関する事案について、通報の受付窓口を本学の事務局事務部研究推進課に設置し、同部の職員が当該受付窓口を担当するものとする。

- 2 通報は、書面(ファクシミリによるもの及び電子メール等の電子媒体への表示によるものを含む。)、電話又は面談により行うものとする。
- 3 受付窓口に通報又は通報までに至らない相談があった場合は、その旨を直ちに学長に報告する。

(通報の取扱い)

第7条 通報は、原則として顕名によるものとし、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ、不正を疑うに足りる合理的な理由が示されているものを受け付けるものとする。

- 2 前項にかかわらず、匿名による通報があった場合、当該通報の内容によっては顕名の通報があった場合に準じた取扱いをすることがある。
- 3 通報の受付窓口の責任者は、通報が郵便による場合など、当該通報が受け付けられたかどうかについて通報者が知り得ない場合には、通報が匿名による場合を除き、通報者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 4 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合(研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)は、学長は、これを匿名の通報に準じて取り扱うことができる。
- 5 通報までに至らない段階の相談については、その内容に応じ、通報に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して通報の執る意思があるか否かを確認するものとする。通報の意思が示されない場合でも、学長の判断で当該事案の調査を開始することができる。
- 6 通報者が教職員である場合、単に通報をしたことのみを理由に、解雇や配置転換、その他の懲戒処分等の不利益な取扱いは一切行わない。
- 7 通報の対象とされた者に対し、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって全面的に研究活動を禁止することはしない。また、同様に解雇や配置転換、その他の懲戒処分等の不利益な取扱いは一切行わない。

(予備調査の実施)

第8条 前条に基づく通報があった場合又は本学がその他の理由により予備調査が必要であると認めた場合、学長は速やかに予備調査を実施して、30日以内に本調査の要否を決定する。

- 2 学長は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。

(予備調査の方法)

第9条 学長は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、通報内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について予備調査を行う。

- 2 通報がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた通報についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(調査委員会の設置)

第10条 学長が本調査を実施することを決定したときは、本調査の実施決定後30日以内に調査委員会を設置して当該通報の内容を調査するものとする。また、本調査の実施を決定した段階で通報により不正行為を疑われた対象者(以下「調査対象者」という。)及び通報者の提供者に通知するとともに、速やかに理事長に報告するものとする。

更に、当該事案が文部科学省等の省庁及び各省庁所管の資金配分機関(以下「資金配分機関等」という。)より配分を受けている研究活動の場合、本調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について資金配分機関等に報告、協議するものとする。

- 2 学長が本調査を行わないことを決定したときは、その旨を理由とともに通報者に通知するとともに、速やかに理事長に報告するものとする。この場合、本調査の要否の決定に係る資料等を保存し、当該事案に係る資金配分機関等及び通報者の求めに応じ開示するものとする。
- 3 調査委員会は、第20条第8項の報告をした後、第22条第1項の不服申立ての期間が満了した日をもって解散するものとする。ただし、第22条第1項の不服申立てがあった場合は、同条第5項の報告が終了した日をもって解散するものとする。
- 4 調査委員会の委員及び事務職員、その他通報又は調査に直接若しくは間接に関与する者は、職務上知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(調査委員会の構成)

第11条 調査委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。なお、第6号及び第7号に定める委員が調査委員の過半数を占めるものとする。

- (1) 獣医生命科学研究科長
- (2) 獣医学部長
- (3) 応用生命科学部長
- (4) 研究推進委員会委員長
- (5) 教職員の中から、学長が指名した者若干名
- (6) 第3条第1項の研究に係る不正行為に関する調査の場合、当該研究分野を専門とする学外研究者の中から、学長が推薦した者 若干名
- (7) 前号のほか、学外有識者の中から、学長が推薦した者 若干名

- 2 前項に定める委員は、通報者及び調査対象者並びに調査対象事項と直接の利害関係を有しない者とする。
- 3 学長は、調査委員会を設置したとき、第1項に定める委員の氏名及び所属を通報者及び調査対象者に通知するものとし、当該通知を受けた通報者及び調査対象者は、通知後2週間以内に異議申立てをすることができるものとする。
- 4 第1項に定める委員について、その選任後、第2項に定める除斥原因に該当する疑いのあることが判明したとき及び前項に定める異議申し立ての内容が妥当であると調査委員会が判断したときは、学長は速やかに当該委員の委嘱を解き、必要に応じて、代替の委員を選任するものとし、その旨を通報者及び調査対象者に通知するものとする。
(委員長)

第12条 調査委員会に委員長を置き、学長がこれを指名する。

- 2 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
(研究に係る不正行為に関する調査の方法)

第13条 第3条第1項第1号の研究に係る不正行為(以下「研究に係る不正行為」という。)に関する調査は、指摘された研究に係る論文、実験・観察ノート及び生データ等の各種資料の精査、調査対象者及び関係者に対するヒアリング、再実験の要請等により行うものとする。その際、調査対象者に弁明及び反証の機会を与えなければならない。

また、必要に応じて、学内外の参考人の意見を聴取する。

- 2 調査対象者に再実験等による再現性を示すことを求める場合は、そのための機会及びそれに要する期間を合理的に必要と判断される範囲において、調査委員会の指導・監督のもと行うことを保障するものとする。
(研究に係る不正行為に関する調査の対象)

第14条 研究に係る不正行為に関する調査は、指摘された当該研究を対象とするほか、調査委員会の判断により、調査に関連する過去の研究も対象とすることができる。
(研究費に係る不正行為に関する調査の方法)

第15条 第3条第1項第2号の研究費に係る不正行為(以下「研究費に係る不正行為」という。)に関する調査は、指摘された当該研究費の受給及び支出の当否について、当該研究費の対象研究課題、当該研究費の支出先、支出名目及び支出金額等を、関係証拠書類の精査、調査対象者及び関係者に対するヒアリング、その他適宜の方法によって行うものとする。その際、調査対象者に弁明及び反証の機会を与えなければならない。
(研究費に係る不正行為に関する調査の対象)

第16条 研究費に係る不正行為に関する調査は、指摘された当該研究費を対象とするほか、調査委員会の判断により、調査に関連する過去の研究費も対象とすることができる。
(調査繫属中の暫定措置)

第 17 条 調査対象が研究に係る不正行為に関する事案であると研究費に係る不正行為に関する事案であるとを問わず、当該調査対象事案の内容及び調査の状況により、調査の完了及びその結果に基づく認定が確定するまでの間、学長の判断により、必要に応じて、随時調査対象者を含むその関係者に対し、当該調査対象事案に係る研究費の使用停止を命ずることができる。

2 第 7 条第 6 項の規定にかかわらず、調査対象事案の内容及び調査の状況により、調査の完了及びその結果に基づく処分が確定するまでの間、理事長は、学長の具申を受けて、調査対象者に対し、就業規則の定めるところによって就業禁止を命ずることがある。

(証拠の保全措置)

第 18 条 調査に当たって、調査対象事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料等を保全する措置をとるものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 19 条 調査に当たっては、調査対象事案における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう配慮するものとする。

(認定)

第 20 条 調査委員会は、不正行為の事実が一部でも認定された場合、速やかに学長に報告する。

2 調査委員会は、原則として設置から 150 日以内に調査した内容をまとめ、調査対象者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定した場合はその内容及び不正行為と認定した理由、不正行為に関与した者とその関与の度合いを明らかにする。

3 調査委員会は、調査対象者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

4 調査委員会は、調査対象者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、調査対象者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

5 研究に係る不正行為と認定した場合は、調査委員会は、前項のほか、不正行為と認定した研究に係る論文等の各著者について、当該論文及び当該研究におけるそれぞれの役割を明らかにする。

6 研究費に係る不正行為が認定された場合は、調査委員会は、第 2 項のほか、不正行為と認定した研究費の金額及び判明した使途等を明らかにする。

- 7 調査の端緒が通報である場合、調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定したときは、併せて当該通報が悪意に基づくものであったか否かについても認定する。この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 8 調査委員会は、第2項及び第7項の認定を終了したときは、直ちに学長にその結果を報告する。

(調査結果の通知及び報告)

第21条 学長は、調査委員会の調査結果(認定を含む。)を調査対象者及び通報者に通知するとともに、速やかに理事長に報告しなければならない。また、大学院獣医生命科学研究科及び学部教授会に対しても同様の報告を行うものとする。

- 2 学長は、当該事案が資金配分機関等より配分を受けている研究活動の場合、調査委員会の調査結果(認定を含む。)を速やかに資金配分機関等に報告するものとする。また、資金配分機関等から要請又は指示等を受けたときは、これに従い、予備調査に係る資料等や本調査の進捗状況報告及び中間報告を提出するとともに、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧及び現地調査等に応ずるものとする。

(不服申立て)

第22条 不正行為を行ったと認定された調査対象者及び悪意に基づく通報を行ったと認定された通報者は、当該認定を通知した日から2週間以内に、理由を添えて学長に不服申立てをすることができる。

- 2 学長は、調査対象者による不服申立てがあった場合には、通報者に通知するものとし、悪意に基づく通報者による不服申立てがあった場合には、調査対象者に通知するとともに、速やかに理事長に報告するものとする。また、当該事案が資金配分機関等より配分を受けている研究活動の場合、資金配分機関等に報告するものとする。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をした場合も同様とする。
- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、学長の判断により、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。
- 4 調査委員会又は前項ただし書きの規定により不服申立ての審査を行う者(以下「調査委員会等」という。)は、不服申立てについて、趣旨、理由等を勘案して、再調査すべきか否かを決定する。調査対象者による不服申立ての再調査を開始した場合は60日以内に、悪意に基づく通報者による不服申立ての再調査を開始した場合は30日以内に、先の認定を維持すべきか否かを決定し、取消す場合は、新たな認定を示さなければならない。
- 5 調査委員会等は、前項の不服申立ての調査結果を学長に報告するものとする。

- 6 学長は、前項の調査結果を調査対象者及び通報者に通知し、理事長に報告するものとする。また、当該事案が資金配分機関等より配分を受けている研究活動の場合、資金配分機関等に報告するものとする。

(調査結果の公表)

第 23 条 学長は、調査委員会の調査の結果、不正行為と認定した場合は、当該不正行為を行った調査対象者の氏名・所属、不正の内容、公表までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、非公表とすることができる。

- 2 学長は、調査の端緒が通報であり、調査の結果当該通報が悪意に基づくものであったことが判明した場合は、当該通報者の氏名等を公表するものとする。
- 3 不正行為が行われなかったと認定された場合、原則として調査結果を公表しないものとする。ただし、公表までに調査対象事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

(不正行為を行ったと認定された調査対象者等の取扱い)

第 24 条 理事長は、学長の報告に基づき、不正行為を行ったと認定された者及び教職員等で悪意に基づく通報を行ったと認定された者に対して就業規則に規定する懲戒処分を行う。

- 2 前項の規定は、教職員等の不正行為によって、学校法人日本医科大学(以下「本法人」という。)が直接又は間接に損害を蒙った場合につき、当該教職員等に対し、本法人の名において民事及び刑事の法律手続を執ることに何ら影響を及ぼすものではない。

(補則)

第 25 条 この規程に定めのない事項については、関係法令及び本学の関係諸規程等の定めるところによるものとする。

- 2 この規程の運用については、その時点における最新の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(文部科学大臣決定)及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(文部科学大臣決定)、その他の関係行政指針等の趣旨に悖ることがないように留意しなければならない。

(改廃)

第 26 条 この規程の改廃は、理事長を経て、理事会の議決を必要とする。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。